

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

30 January 2023

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 78

### 「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 78 となる本号では、米国 IRS は内国歳入法 367 条(d)（無形資産の移転に関する特別ルール）における前払いを認めないガイダンスを公表、カナダ投資法における国家安全保障の強化に関する改正法案等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

日本：スイスとの租税条約の改正

#### 2. 米州

米国：IRS は内国歳入法 367 条(d)（無形資産の移転に関する特別ルール）における前払いを認めないガイダンスを公表

カナダ：投資法における国家安全保障の強化に関する改正法案

#### 3. 欧州

EU：第二の柱に係る EU 指令が正式採択

ドイツ：M&A における詐欺的不実表明に関するデュッセルドルフ地方裁判所の判断

#### 4. ESG/ Sustainability

日本：GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針（案）を公表

フィリピン：再生可能エネルギー資源の探査・開発・利用（EDU）に課せられていた外資規制撤廃について

EU：炭素国境調整措置に関する暫定的合意

「弁護士・依頼者間の秘匿特権  
(英語)」グローバルガイド  
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権  
(英語)」グローバルガイド第4版  
を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に  
関する法令と実務を包括的に網羅して  
います。世界情勢から紛争リスクの高  
まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿  
特権のルールを把握し、現地弁護士と  
の秘密保持を徹底する必要がある企業  
にとって、貴重なリソースとなります。  
是非ご一読の上、さらに詳細をお  
知りになりたいときは弊所紛争解決グ  
ループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



## 1. 日本

### スイスとの租税条約の改正

#### 概要

2022年10月31日、日本国政府とスイス連邦政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約(以下、「スイスとの租税条約」)を改訂する議定書」を発効させるために必要な相互の通告が完了し、2022年11月30日にその効力が生じることとなった。

具体的には、課税年度に基づいて課される租税に関しては2023年1月1日以後に開始する各課税年度の租税、課税年度に基づかずに課される租税(源泉税)に関しては2023年1月1日以後に課される租税に対して、改正後のスイスとの租税条約が適用される。

以下、スイスとの租税条約の改正内容のうち重要と考えられるものを概略する。

#### 配当に係る源泉税

従前のスイスとの租税条約では、配当に係る源泉税は、①保有割合(日本法人が支払の場合には議決権、スイス法人が支払の場合には発行済株式又は議決権。以下、同じ)50%以上、かつ保有期間6か月以上で免税、②保有割合10%以上、かつ保有期間6か月以上で5%、③①及び②以外の場合は10%だった。

改正後は、①保有割合10%以上、かつ保有期間365日以上で免税、②その他の場合には10%となった。なお、保有期間の計算にあたっては、配当の受領法人又は配当の支払法人が合併若しくは分割又は法的な形態の変更は考慮されない点が明確にされた。

#### 利子に係る源泉税

従前のスイスとの租税条約では、利子の受領者が政府等、金融機関等又は年金基金等である場合には免税、それ以外は10%であった。

改正後は、利子に係る源泉税は基本免税となり、収入、売上又は所得等を基礎として算定される利子については10%で源泉税が課税される。

#### 短期滞在者免税

従前のスイスとの租税条約における短期滞在者免税の183日の計算方法は暦年ベースであったが、「年において開始又は終了するいずれの12か月の期間」とOECD条約モデル型に改正された。

#### 条約の特典の濫用防止

条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合に条約の特典を認めない濫用防止規定が議定書に加わった。

#### まとめ

	従前	改正後
配当	保有割合 50%以上・ 保有期間 6 か月以 上：免税	保有割合 10%以上・ 保有期間 365 日以 上：免税

## 「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



	保有割合 10%以上・ 保有期間 6 か月以上 : 5%  その他 : 10%	その他 : 10%
利子	政府等、金融機関等 又は年金基金等 : 免税  その他 : 10%	免税  利子が収入等を基礎として算定されるもの : 10%
短期滞在者免税	暦年ベース	年において開始又は終了するいずれの 12 か月の期間
条約の濫用防止規定	なし	あり

[最初のページに戻る](#)

## 2. 米州

### 米国

### IRS は内国歳入法 367 条(d)（無形資産の移転に関する特別ルール）における前払いを認めないガイダンスを公表

#### 概要

2022年9月23日、米国内国歳入庁（以下、IRS）は、米国内国歳入法（以下、§）367(d)に関する無形資産移転の対価として、その無形資産の耐用年数にわたる年間の受払いにつき、その前払いに関する IRS の考えを論じた Advice Memo<sup>1</sup>（以下、AM）2022-003 を発表した。AMによると、§367(d)では、譲渡人が金銭又はその他の財産（以下、boot）を受ける無形資産の§351（譲渡人が支配する法人への資産移転）または§361（法人の損益の不認識；分配の取扱い）譲渡の直後に行う前払いを除き、将来年度にわたる受払の前払いを認めないとした。

#### 背景

§351 は、特定の条件を満たす有効な事業目的による譲渡について、損益の繰り延べを規定しているが、特に、次のような場合、§351 に基づく譲渡が行われる：

- 1 人または複数の人が、ある法人に財産を譲渡する、
- 譲渡が専ら当該法人の株式と引き換えである、及び
- 引き換え後直ちに、譲渡人またはグループとしての譲渡人がその法人を支配している。

<sup>1</sup> AM は特定の取引に関してのみ発行され、税法、租税条約、規則、ルーリング、その他の判例の適切な適用について解釈を提供するものである。AM で提供される助言は、IRS の見解の最終決定を意味するが、助言が発行された特定のケースの問題に関してのみである。従って、AM は法的拘束力を持たず、IRS はそこに記載された意見に従う必要はない（すなわち、AM に判例的価値はない）。しかし、IRS がある状況下でどのように問題（例：前払金）に取り組むかについて、彼らの貴重な見識を提供するものである。

## 「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッセンジャーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



§351の譲渡では、通常、譲渡人及びその支配下にある法人のいずれも損益を認識しない。しかし、譲渡資産と引き換えに、法人の株式以外の対価（すなわち、boot）が提供された場合、譲渡人はbootに相当する対価の部分について譲渡益を認識することになる。さらに、譲渡人の譲渡資産の税務上の簿価は、受け取った株式の簿価に、認識されたbootと譲渡益を調整したものとなり、法人の譲渡資産の税務上簿価は、譲渡人の簿価に、譲渡人が認識した譲渡益を加算したものとなる。

同様に、§361は、組織再編成の当事者である法人が、組織再編成計画に従って資産を組織再編成の当事者である他の法人の株式または証券のみと交換する場合の損益の繰り延べに関する規則である。

§367は特定の外国法人に適用され、前述の§351と§361の一般的な損益の繰り延べ規定に対する例外規定となっている。外国法人に行われた譲渡に一般的な繰り延べ規則が適用されると、米国で課税する機会が二度とない可能性があるためである<sup>2</sup>。

§367(d)は特定の無形資産に適用され、米国納税者が§351または§361交換で無形資産を外国法人に譲渡した場合、米国納税者は無形資産を売却したものとし、それと引き換えに条件付き毎年の支払い、または最初の譲渡後の特定の処分の場合はその処分時の価値を反映した支払いに応じるものとされる。このみなし年額支払いは、無形資産に帰属する所得に見合ったものでなければならず、外国企業による無形資産の生産性や利用を反映し、無形資産の耐用年数まで継続するものでなければならない。米国納税者は、実際に支払いが行われたかどうかにかかわらず、これらの支払いを所得に含めなければならない。

### AM 2022-03の位置づけと根拠

AMによると、IRSは、米国企業が前払いを通じて§367(d)に基づく年間の受払いを早めることを望む状況について懸念していた。米国企業は、支配している外国法人に、§367(d)に基づく前年の支払いの義務をカバーするだけでなく、無形資産の耐用年数の将来年度についてもカバーするような支払いをさせることができる。§367(d)及びその規則では、前払いに言及していないが、IRSは、過去に特定のシナリオで前払いを承認していた<sup>3</sup>。

しかし、AMでは、§367(d)は最初の取引におけるbootの受領以外の前払いを認めていないとしている。その代わりに、IRSは、過去の年間の支払うべき金額を超える支払いには一般的な課税原則を適用すると述べており、これに反する事実がなければ配当扱いが適用されることになる。

このような結論に至った理由として、§367(d)項及びその規則も前払いを規定しておらず、むしろ年間の受払いに関する手続きのみを定めており、AMは納税者に前払いというより年単位での支払いを要求していると解釈される。さらに、§367(d)は、移転した無形資産の生産性や使用状況を追跡するために毎年の支払いを求めており、IRSは、前払いは、§367(d)が求める支払いと無形資産の実際の価値の間の「基本的な関連性を損なう」と反論している。最後に、前払いと実際の価値に伴う支払額が一致しているかどうかを調査することは、「管理上の重大な問題を引き起こすだろう」と述べている。

<sup>2</sup> 特に、特定の無形財産を扱う§367(d)は、米国企業が無形財産の研究開発費を控除した後、その無形財産を海外に移転して生じた利益に対する課税を繰り延べることを懸念して設計されたものである。

<sup>3</sup> 例えば、Notice 2012-39は、無形資産のアウトバウンド§361譲渡で受け取ったbootは、§367(d)の年間の受払いの前払いとして扱うべきとし、AM 2006-10019は、bootを伴う§351取引について同じ結果を導き出した。

## 「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



IRSは、AM 2022-003の結論は、特定のシナリオでの前払いを認めた過去の意見と事実的にも法的にも区別されないとし、AM2022-003と過去のIRS意見は矛盾していないと考えている。

### 日本企業に対する留意点

AMは、特定の状況下における特定の取引に対してのみ、IRSの見解を述べられているため、これを前例として考慮する必要は必ずしもないが、同様の状況下では、IRSが同様のアプローチを取ることが十分に予想されることではある。したがって、米国の法人から§367(d)における無形資産の移転を日本を含む米国以外の国の関連者に行った場合で、その年間の支払いを前払いしているケースが既にある場合、その対応策を考えることが必要と思われる。また、今後行われる同様の取引においても、十分な検討が行われるべきであると言える。

[最初のページに戻る](#)

## カナダ

### カナダ投資法における国家安全保障の強化に関する改正法案

2022年12月7日、フランソワフィリップ・シャンパーニュ革新・科学・産業大臣は、カナダ政府が、カナダ投資法（別称「投資に関する国家安全保障審査現代化法」、以下、「ICA」）を改正する法案（以下、「本改正法案」）を提出したことを発表した。本改正法案は、カナダへの外国投資に対する、既存の国家安全保障上の審査の枠組みを大幅に見直したように見えるが、カナダの国家安全保障に関する近年の法改正や政策の発展、及び他国の動向と統合的な改正内容といえる。本改正法案により、商取引及びその他の形態の外国投資において生じる国家安全保障上のリスクに対して、積極的に対応することが求められることとなる。

カナダの外国投資に対する審査は発展を続けており、国家安全保障に関する多くの重要な法的・政策的進展が見られる。2021年には、投資に関する国家安全保障上の審査についてのガイドラインが大幅に改訂された。2022年には、ICAが改正され、国家安全保障上の懸念が生じる可能性のあるマイノリティ投資についての任意の申告制度が創設された。また、シャンパーニュ大臣は、ロシア法人・ロシア投資家からの投資及び重要鉱物を含むカナダの事業又は資産に対する国有企業（SOE）からの対外投資に関する主要な政策を発表した。

本改正法案は、直近10年以上におけるICAの最も広範な改正である。本改正法案は、戦略的・地政学的懸念に対処するためのICAの現代化の要請に対応し、カナダが国家安全保障の観点から外国投資を審査し、条件を課す能力を一層強化することを意図している。

### 本改正法案の骨子

本改正法案は、ICA及び国家安全保障上の審査プロセスにおける外国投資家の義務について重大な影響を与えることになる。本改正法案における主要な改正は以下のとおりである。

#### 1. 投資実施前の届出の義務化

全ての外国人投資家は、所定の事業部門への投資について、クロー징前の届出が義務付けられ、所定の国家審査期間が満了するまでの間、投資を完了することが禁じられる。既存の国家安全保障ガイダンスに基づくことが想定されている所定の事業部門及び適用が予定されている国内審査期

## 「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メールにてご連絡ください](#)。



間のタイムラインは未だ公表されておらず、これらは規則に規定される予定である。これらの改正は、国家安全保障上の懸念を生じさせるような投資について、投資家がクロージング後に対処せざるを得ないであろう国家安全保障上の懸念を生じさせないことを確保するための、クロージング前の任意の申告制度（現状許容されているクロージング後の申告ではない）を法制化したものである。

### 2. 国家安全保障上の審査プロセスにおける柔軟性と効率性

本改正法案は、国家安全保障上の審査の完了前に、カナダの国家安全保障を保護するための暫定措置をとることや、同国の国家安全保障に対する投資の潜在リスクを軽減するための取り決めに承認することにつき、大臣に新たな権限を付与するものである。これらの新たな権限は、特に外国投資家が国家安全保障上の懸念を軽減するためにカナダ政府と協力する意思がある場合において、既存の国家安全保障上の審査の枠組みをより柔軟かつ効率的にすることを意図している。

### 3. 投資家の特定の情報を同盟国と共有

本改正法案は、同盟国の外国投資の審査及び国家安全保障に関する評価を支援するために、大臣が適切とみなす条件に基づき、大臣がカナダの同盟国と情報を共有する新たな権限を付与する。この改正は、2018年に米国で行われた、同盟国との協調を促進するための法改正と類似する。現行法の下では、特定の投資家に関する情報は一般的に保護されたものと考えられているところ、カナダ政府が当該情報を外国政府等に開示することは認められていない。本改正法案に関する公表済の情報によれば、秘密保持その他の懸念を生じさせる情報は必ずしも共有されず、情報は国家安全保障上の審査に必要な範囲においてのみ共有されることになる。しかし、外国人投資家が申告すべき情報は、多くの場合、事業や個人に関する機密性の高い情報を含むことから、本改正は懸念を生じさせる可能性がある。

### 4. 違反に対する制裁金の大幅な増額

本改正法案により、新たな制裁金制度及び将来における制裁金額を調整する制度が導入される。具体的には、違反1日当たりの罰金の上限が10,000カナダドルから25,000カナダドルに引き上げられ、また、投資実施前に必要な申告をしない場合又は純利益審査を申請しない場合に500,000カナダドルの罰金を科すことも可能となる。カナダ政府が制裁を科すには裁判所の命令を求める必要があるが、制裁の規模が合理的であることに鑑みると、実際に罰金が科される可能性が高い。

### 5. 司法審査におけるセンシティブ情報の保護措置

本改正法案により、「非公開資料」手続きが導入される。これにより、国家安全保障上の決定を覆すことを求める外国投資家に対する情報の透明性が向上し、外国投資家が司法審査に参加することができるようになる。本改正法案は、センシティブ情報を第三者及び開示から保護する一方、ICAに基づく決定に対する司法審査の過程において、当該情報の使用を可能にする。

総括すると、本改正法案は、特定の分野における安全保障を強化すると共にICAの規制手続きを長期化し、一定の投資については商業上の観点から容認できないであろう緩和措置条件を付さなければ実行できなくなり、また一般的に違反に伴うリスクと結果を増大させる可能性がある。

本改正法案はカナダの立法プロセスに従い、公の議論や議会での討議を経て修正され得るため、投資家は2023年における本改正法案の更なる改正内容に留意すべきである。また、カナダ政府は、本改正法案が修正を経て可決されるまで、詳細の多くについては明らかにしないことを示唆した。

なお、本改正法案のうち安全保障の強化という点については議会の支持を得られるものと目されるものの、現在のカナダは少数与党政権となっており、法案可決前に政権が交代する可能性がある。

本改正法案は遡及的ではなく、改正法施行後のカナダへの外国投資にのみ適用される。しかし、現時点において、ビジネスへの影響を取引計画に織り込み、将来実施されるであろう規制手続き及びタイミング、さらに特定の事業部門における投資の実行可能性に対する影響を評価することは有用である。

[最初のページに戻る](#)

### 3. 欧州

#### EU

#### 第二の柱に係る EU 指令が正式採択

##### 概要

EU 加盟諸国における第二の柱の国内法制化を進めるための EU 指令（以下、「EU 指令」）の導入はハンガリーによる反対により、度々遅延していた。2022 年 12 月 12 日の常駐代表委員会においてようやく全委員による支持形成に至り<sup>4</sup>、2022 年 12 月 15 日に EU 理事会により正式に採択された。

##### 詳細

2022 年 12 月 6 日に開催された EU 経済・財務相理事会（ECOFIN）の会議では、その直前に EU 指令に係るものが議題から外されたものの議論は継続された。その場においては、EU 指令だけでなく、ウクライナに対する 180 億ユーロの支援パッケージ及びハンガリーにより提案された復興基金の分配に関する採択も含む包括案が議論された。

2022 年度に EU 議長国を務めたチェコ共和国のズビニェク・スタニユラ（Zbyněk Stanjura）財務相は、常駐代表委員会における全会一致での支持形成に際して「本日、EU 指令の議案につき、その採択に合意したと発表できることは大変喜ばしい。我々が伝えたいことは明確である。つまり、多国籍企業グループか国内企業グループかを問わず、一定の大企業は、全世界的に、15%を下回ることはない法人税を支払う必要がある。」という声明を発表した。

なお、常駐代表委員会の会議において、ポーランドは、EU 指令の正式な採択について、検討対象として若干の留保事項があることを表明し、正式採択前に、当該留保事項に対処することを望んでいるとしていた<sup>5</sup>。ただ、結果としては、EU 指令は、常駐代表委員会で行われた検討の通り、（常駐代表委員会の上申を受けて意思決定を行う意思決定機関である）EU 理事会により無事承認された。

承認された EU 指令<sup>6</sup>は、OECD のモデル規則を忠実に踏襲している。当該指令は、以下の事項について、EU 加盟諸国に対し、2023 年 12 月 31 日までに各国内法において法制化するよう求めている。当初から OECD の包括的枠組みに関する声明に従って早期の国内法制化を求める立場を堅持していた EU

<sup>4</sup> <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/12/international-taxation-council-reaches-agreement-on-a-minimum-level-of-taxation-for-largest-corporations/>

<sup>5</sup> 第二の柱の導入に当たっては詳細な分析が必要であり、かつ、第二の柱は、第一の柱と並行して実施されるべきであるという主張。

<sup>6</sup> <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8778-2022-INIT/en/pdf>

における EU 指令の導入は、他の法域における国内法制化に弾みをつけることになるであろう。

- 2023 年 12 月 31 日からの所得合算ルール（Income Inclusion Rule、以下、「IIR」）の実施。
- 2024 年 12 月 31 日からの軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule、以下、「UTPR」）の実施。

OECD モデルと同様に、EU 指令に基づくと、第二の柱は年間連結売上高が 750 百万ユーロ以上である多国籍企業に適用されるとされている。但し、EU 指令は、加盟諸国に対し、当該年間連結売上高の最低ラインに達する国内企業グループ（large-scale domestic group）についても、第二の柱の適用を求めているという点で、適用範囲が拡大されている。

なお、EU 指令は、小規模加盟諸国に対する猶予期間も定めている。すなわち、第二の柱が適用されるべき最終親会社が 12 以下しか国内に存在しない小規模加盟国は、IIR 及び UTPR の両方の実施を 6 年間につき延期することを選択できる。OECD の 2018 年法人税統計発表（2018 Corporate Tax Statistics publication）に基づくと、ブルガリア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、スロベニア及びルーマニア等の諸国が、その選択権を有すると思われる。

[最初のページに戻る](#)

## ドイツ

### M&A における詐欺的不実表明に関するデュッセルドルフ地方裁判所の判断

#### M&A 裁判所の設立

ドイツでは、M&A 取引から生じるほとんどの紛争は仲裁によって処理される。当事者は、ドイツの州裁判所は経験が浅く、複雑で高額な M&A 紛争を裁定するのに適していないと懸念することが多い。当事者は、複雑な取引契約の交渉経験や M&A 紛争の処理経験を持つ仲裁人を選べるという理由で、仲裁を選択する傾向にある。仲裁判断は機密とされることが多いため、M&A 取引から生じる典型的な紛争についてあまり判例が存在しない。

2022 年 1 月、ノルトライン＝ヴェストファーレン州は、デュッセルドルフに M&A 紛争のための専門裁判所（以下、「M&A 裁判所」）を設立し、上記状況を変える大きな一歩を踏み出した。同州のすべての地方裁判所は、大規模な（50 万ユーロ超の）M&A 紛争を同専門裁判所に付託する必要がある。M&A 裁判所の裁判長を務める裁判官は、ロンドンとデュッセルドルフの国際法律事務所に長年勤務していた元弁護士である。

#### M&A 裁判所の最初の重要な判決

現在、M&A 裁判所の最初の重要な判決が公表されている（訴訟事件番号 24 S 1/221）。この紛争は、仲裁条項を含む株式譲渡契約（以下、「SPA」）に関するものであり、買主は、対象会社の EBITDA が操作されたことにより、損害を被った旨主張し、売主に対して損害賠償を請求した。

買主は、仲裁手続において請求が認められたとしても、仲裁判断の執行に十分な資産を売主が保有していないことを懸念し、デュッセルドルフ区裁判所に仮差押命令を申し立てた。ドイツ民事訴訟法第 1033 条によれば、裁判所は仲裁手続前又はその間、当事者の請求により、仲裁の対象事項に関連する



暫定的保全措置を認めることができる。仲裁条項により、州裁判所は主たる請求に関して管轄を有しなかったため、デュッセルドルフ区裁判所が当該仮差押の可否につき判断すべき事案であった。同裁判所は、買主の請求を棄却した。

買主は、上記判断につき、デュッセルドルフ地方裁判所に控訴した。いずれの地方裁判所が控訴の申立てを審理すべきかという点が論点となったところ、デュッセルドルフ地裁の評議会は、控訴の対象が「企業、企業の一部、若しくは企業における利益の売買、又は当該売買に先立つ契約上の交渉から生じた」紛争であることから、M&A 裁判所が控訴を審理すべきものと判断した。

M&A 裁判所は、買主が SPA に基づく保証への故意による違反又は詐欺的不実表明（SPA に定められた責任の制限を克服するために必要であった）の疎明ができなかったという理由で、上訴を棄却し、差押も認めなかった。

## 1. 事実関係

買主はオーストリアの、売主は米国のプライベート・エクイティ企業であった。買主は、売主及び対象会社の経営陣が対象会社の EBITDA を意図的に操作し、それにより買主に 2 億 5,840 万ユーロの損害を与えたと主張した。

SPA の内容は公表されていないが、判決によると、買主の損害賠償請求権は、株式売買契約の責任制限条項によって制限されていた。ただし、この条項は、「売主又は売主の代表者による故意の不実表明、故意の違反又は犯罪行為」があった場合には適用されないものとされていた。

買主は、対象会社の EBITDA が 22 回操作されたと主張し、当該操作がなければ、買主はより低い買付価格で購入することができたと主張した。買主は、対象会社の前経営陣は、適用される会計規則に則っていない虚偽の計上により EBITDA を水増ししており、当該誤記帳は意図的に行われたものであると主張した。この点に関して、買主は、対象会社の経営陣及び従業員の電子メールを多々提出した。裁判所が引用した 2 通の電子メールには、「金を生み出さずにお金を燃やすのであれば、真実を語ることはできない」、「EBITDA は真実であると誰もが思っている」と記載されている。買主によれば、これらのメールは、誤記帳がすべて意図的に行われたことを証明するものであるという。また、買主は統計的な議論を展開した。22 の誤記帳が存在し、そのすべてが EBITDA を一誤って一増加させる結果をもたらしたが、22 の誤記帳がすべて過失によりなされた可能性は 420 万分の 1 であると主張した。もし、過失によるものであれば、EBITDA を誤って減少させるような誤記帳も予想されるが、そのような誤記帳は存在しなかったと主張した。

## 2. 地方裁判所の判決

裁判所は、売主の主張を認め、買主は詐欺的不実表明又は故意の SPA 違反の疎明ができなかったと判断した。その結果、裁判所は、買主の請求は、責任制限条項により制限されると判断した。

ドイツ連邦司法裁判所の確立された判例法によると、売主は、買主からの問い合わせが明らかに買主にとって決定的である場合、事実に基づく根拠を欠く誤った内容で場当たりに回答すると、詐欺的不実表明という詐欺行為となる。本件では、会計報告が不正確である可能性を売主が認容していた場合、詐欺行為となる。

地方裁判所は、買主が 22 の誤記帳と主張したものに関して詐欺的不実表明を証明できなかったため、対象会社の財務諸表に 22 の「誤記帳」が実際に含まれていたか否かを判断する必要はないとした。

各買主の主張に対する判断等は以下の通り。

- 第一に、対象会社の経営陣及び従業員間で交わされた電子メールは、特定の計上に言及していないため、意図的な不正行為を証明するものではないと判断された。
- 第二に、裁判所は、誤記帳が単なる過失の結果として生じることはあり得ないとする買主の主張は認めなかった。買主は、誤記帳が単なる過失によるものであれば、ある誤記帳によっては EBITDA が減少し、ある誤記帳によっては増加するはずであるが、すべての誤記帳が EBITDA を増加させていると主張した。これが単なる買主による過失である確率が 420 万分の 1 であるという統計的議論は、裁判所を納得させるには至らなかった。裁判所は、EBITDA を水増しする誤記帳の数だけでは、売主の意図を証明することにはならないと述べた。また、裁判所は、売主が、対象会社の EBITDA を増加させるような方法で会計規則を適用することは予想し得たとも述べた。それゆえ、誤記帳と主張された項目が、EBITDA を減少させるのではなく増加させることは、裁判所を驚かせるものではなかった。
- 第三に、裁判所は、会計処理が著しく誤っている場合には、EBITDA が意図的に操作されたと推測される場合もあり得るとした。しかし、裁判所は、今回のケースでは、この基準を満たしていないと判断した。

結果として、裁判所は、買主による資産差押えの請求を退けた。しかしながら、この紛争は継続する可能性がある。デュッセルドルフ地方裁判所は仮差押手続において、証拠の提出を求めることなく疎明資料に基づき判決を下したため、買主は仲裁手続において損害賠償を請求する余地があるからである。

[最初のページに戻る](#)

## 4. ESG/ Sustainability

### 日本

#### GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針（案）を発表

##### 概要

2022 年 12 月 22 日、内閣府が主導する GX 実行会議が開催され、「GX 実現に向けた基本方針（案）ー今後 10 年を見据えたロードマップ」が公表された。

日本は 2030 年度の温室効果ガス 46%削減、2050 年のカーボンニュートラル実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明している。産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（以下、「GX」）の実現を通して、2030 年度の温室効果ガス 46%削減や 2050 年のカーボンニュートラルの達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、日本の産業構造・社会構造の変革を目的として、以下のとおり、今後 10 年を見据えた取組の方針が取りまとめられたものである。

## エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組

ロシアによるウクライナ侵略によるエネルギー情勢のひっ迫を受け、欧米各国では、各国の実情に応じたエネルギー安定供給対策を講じられている一方、日本国内では、電力自由化の下での事業環境整備、再生可能エネルギー導入のための系統整備、原子力発電所の再稼働などが十分に進まず、国際的なエネルギー市況の変化などと相まって、東京電力管内などの電力需給ひっ迫に加え、エネルギー価格が大幅に上昇する事態が生じ、1973年のオイルショック以来のエネルギー危機とも言える状況に直面している。そこで、今後の対応として以下の取組を進め、エネルギー安定供給の確保、及びエネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需要構造に転換していく必要がある。

### 1. 徹底した省エネルギーの推進、製造業の構造転換（燃料・原料転換）

省エネルギー（以下、「省エネ」）は、脱炭素社会への貢献のみならず、危機にも強いエネルギー需給体制の構築にも資するため、家庭・業務・産業・運輸の各分野において、改正省エネ法等を活用し、規制・支援一体型で大胆な省エネの取組を進める。企業向けには、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる省エネ補助金を創設するなど、中小企業の省エネ支援を強化すると共に、エネルギー診断や運用改善提案を行う省エネ診断事業を拡充し、中小企業の経営者に対する支援を強化する。

### 2. 再生可能エネルギーの主力電源化

脱炭素電源として重要な再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組み、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率 36~38%の確実な達成を目指す。

直ちに取組む対応として、太陽光発電の適地への最大限導入に向け、公共施設、住宅、工場・倉庫、空港、鉄道などへの太陽光パネルの設置拡大を進めると共に、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）等も活用しながら、地域主導の再生エネ導入を進める。FIT/FIP制度<sup>7</sup>について、発電コストの低減に向けて、入札制度の活用を進めると共に、FIP制度の導入拡大していく。さらに、FIT/FIP制度によらない需要家との長期契約により太陽光を導入するモデルを拡大する。

洋上風力の導入拡大に向けては、地元理解の醸成を前提とした案件形成を加速させるため、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、早期運転開始の計画を評価するインセンティブ付けを行うなど、洋上風力公募ルールの見直しを踏まえ公募を開始する。加えて、陸上風力について関係する規制・制度の合理化に向けた取組を進めつつ、地域との共生を前提に更なる導入を進める。

また、浮体式洋上風力の導入目標を掲げ、その実現に向け、技術開発・大規模実証を実施するとともに、風車や関連部品、浮体基礎など洋上風力関連産業における大規模かつ強靱なサプライチェーン形成を進める。

### 3. 原子力の活用

原子力は、安定供給とカーボンニュートラル実現の両立に向け、脱炭素のベースロード電源としての重要な役割を担うことから、2030年度電源構成に占

<sup>7</sup> FIT制度とは、固定価格で一定期間（太陽光発電では10kW未満の場合は10年間、10kW以上は20年間）電力を買い取る制度（固定価格買取制度）をいう。FIP制度とは、市場価格に付加価値（プレミアム単価）を上乗せし、市場価格に連動させて再生可能エネルギーの買取価格を決定する仕組みをいう。

める原子力比率 20～22%の確実な達成に向けて、安全最優先で再稼働を進める。

#### 4. 水素・アンモニアの導入促進

水素・アンモニアは、発電・運輸・産業など幅広い分野で活用が期待され、自給率の向上や再生可能エネルギーの出力変動対応にも貢献することから、カーボンニュートラルに向けた突破口となるエネルギーの一つである。特に、化石燃料との混焼が可能な水素・アンモニアは、エネルギー安定供給を確保しつつ、火力発電からの CO2 排出量を削減していくなど、カーボンニュートラルに向けたトランジションを支える役割も期待される。国民理解の下で、水素・アンモニアを社会実装していくため、2025 年の大阪・関西万博での実証等を進めるとともに、諸外国の例も踏まえながら、安全確保を大前提に規制の合理化・適正化を含めた水素保安戦略の策定、国際標準化を進める。

#### 5. カーボンニュートラル実現に向けた電力・ガス市場の整備

脱炭素型の調整力確保に向けて、非効率石炭火力のフェードアウトや、よりクリーンな天然ガスへの転換を進めるとともに、発電設備の高効率化や水素・アンモニア混焼・専焼の推進、揚水の維持・強化、蓄電池の導入促進、CCS/カーボンリサイクル技術を追求める。

#### 6. 資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化

石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保に向けて、民間企業が開発・生産に携わる海外の上・中流権益確保及び調達を支援するため、積極的な資源外交と独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等の政府系機関を通じた LNG 確保に向けた国の支援強化の取組を進める。

#### 7. 蓄電池産業

2030 年の国内製造基盤 150GWh の確立に向けて、蓄電池及び部素材の製造工場への投資や、DX・GX による先端的な製造技術の確立・強化を支援すると共に、製造時の CO2 排出量の可視化制度を導入し、蓄電池製造の脱炭素化や国際競争力の向上を図る。また、2030 年頃の本格実用化に向けた全固体電池の研究開発の加速等、次世代電池市場の獲得に向けた支援にも取り組む。

#### 8. 資源循環

ライフサイクル全体での資源循環を促進するために、循環配慮設計の推進、プラスチックや金属、持続可能な航空燃料等の資源循環に資する設備導入等支援やデジタル技術を活用した情報流通プラットフォーム等を活用した循環度や CO2 排出量の測定、情報開示等を促す措置にも取り組む。

#### 9. カーボンリサイクル/CCS<sup>8</sup>

2030 年までの CCS 事業開始に向けた事業環境を整備するため、模範となる先進性のあるプロジェクトの開発及び操業を支援すると共に、現在進めている法整備の検討について早急に結論を得て、制度的措置を整備する。

#### 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行

国際公約達成と、日本の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けては、様々な分野で投資が必要となり、その規模は、今後 10 年間で 150 兆円を超えると試算される。こうした巨額の GX 投資を官民協調で実現するため、以

<sup>8</sup> CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）とは、産業活動から排出される CO2 を、大気放散する前に分離・回収し、地中や海底などに隔離、長期間にわたり安定的に貯留すること又はその技術をいう。

下の3つの措置を講じることで「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行していく。

### 1. 「GX 経済移行債」(仮称)等を活用した大胆な先行投資支援(規制・支援一体型投資促進策等)

国として長期・複数年度にわたり投資促進策を講ずるために、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした20兆円規模の「GX 経済移行債」(仮称)を、来年度以降10年間、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で発行していく。また「GX 経済移行債」については、これまでの国債(建設国債、特例国債、復興債等)と同様に、同一の金融商品として統合して発行することに限らず、国際標準に準拠した新たな形での発行も目指して検討する。償還については、カーボンニュートラルの達成目標年度の2050年度までに終える設計とする。

### 2. カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ

カーボンプライシングは、炭素排出に値付けをすることにより、GX関連製品・事業の付加価値を向上させるものである。具体的なカーボンプライシングの制度設計については、多排出産業を中心に、企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づき、産業競争力強化と効率的かつ効果的な排出削減が可能となる「排出量取引制度」を導入するとともに、炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとしての「炭素に対する賦課金」を併せて導入することとする。

2023年度から試行的に開始する、GXリーグにおける排出量取引制度(参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型の制度)においては、企業が自主的に目標設定することで、企業に説明責任が発生し、強いコミットメント・削減インセンティブが高まるという観点から、削減目標の設定及び遵守についても、企業の自主努力に委ねることとする。

排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等に係る業務を実施する機関として「GX 経済移行推進機構」(仮称)を創設する。

### 3. 新たな金融手法の活用

グリーン・ファイナンスの拡大に加えて、多排出産業によるトランジションの取組に対する投資家・金融機関の資金供給は不可欠であるため、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組を強化していくと共に、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法(ブレンデッド・ファイナンス)の開発を行う。

グリーンやトランジションの客観性確保等に向け、2022年12月に策定したESG評価機関等の行動規範の遵守を進めるとともに、グリーンウォッシュが懸念されるESG投信に係る監督指針を策定する。

## 国際展開戦略

世界の排出量の半分以上を占めるアジアのGXの実現に貢献すべく、「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)構想を実現していくことにより、地域のプラットフォームを構築する。アジア各国と共に、エネルギー・トランジションを一層後押しし、エネルギー安全保障を確保しながら、世界の脱炭素化に貢献していく。

## 社会全体のGXの推進

カーボンニュートラルの実現には、大企業のみならず中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体でのGXの取組が不可欠である。中小企業基盤整備機構におけるオンライン相談窓口の設置や脱炭素経営に係る取組事例の作成等を通じて、カーボンニュートラルへの対応策を知るための支援、省エネ診

断事業の強化や、中小企業も簡易に排出量算定を行えるようにするための国の電子報告システムの改修等による排出量等の見える化、省エネ・省CO2を促進する設備投資支援による排出量等の削減支援を推進し、中小企業へのGXのサポート体制を強化していく。また、グリーンに資する革新的な製品の開発やグリーン分野への展開を支援していく。

[最初のページに戻る](#)

## フィリピン

### 再生可能エネルギー事業に対する外資保有規制の撤廃

2022年11月15日、エネルギー省は、いわゆる2008年再生可能エネルギー法といわれる法No.9513施行規則の第19章を改正する省通達No.2022-11-0034（以下、「本件通達」）を発行した。本件通達では、これまで太陽光、風力、水力、海洋、潮力エネルギー資源の探査、開発及び利用に課されていたフィリピン人保有要件を撤廃し、100%の外資保有を可能にするよう修正がなされた。司法省は、2022年意見書において1987年憲法第2条第12項に基づく自然資源の探査、開発及び利用に関するフィリピン人保有要件は、太陽、風力、水力、海洋、潮力エネルギー資源の探査、開発及び利用には適用されないと述べており、本件通達はその意見書を受けて発行されたものである。

#### 本件通達の概要

本件通達は、太陽光、風力、水力、海洋、潮力エネルギー資源の探査、開発及び利用は、フィリピン人又はフィリピン人が60%超を保有する法人のみ実施できるという従前のフィリピン人保有要件を撤廃するものであり、2022年12月8日に発効した。

外国投資家は、太陽光、風力、水力、海洋、潮力エネルギー資源の探査、開発及び利用に実施するフィリピン法人に対して100%出資することができ、当該法人の運営及び利益を全て管理することができる。

太陽光、風力、水力、海洋、潮力エネルギー資源の探査、開発及び利用に関連してフィリピンにすでに投資を行っている外国投資家は、緩和された外資保有規制に基づき、フィリピンの合弁パートナーの株式を取得することができる。

#### 詳細

- 本件通達は、外国資本の同国の再生可能エネルギー産業への参入が、再生可能エネルギーの割合を2030年までに35%、2040年までに50%にするという目標を達成し、再生可能エネルギー事業の費用を引き下げ、より多くの人々がよりクリーンなエネルギーを利用できるようにすることを意図している。
- 1987年憲法第12条第2項では、天然資源の探査、開発及び利用は、フィリピン人又はフィリピン人が60%超を保有する法人によってのみ実施することができる旨と定められているところ、従前課されていた太陽光、風力、水力、海洋、潮力エネルギーの探査、開発及び利用におけるフィリピン人保有要件は、そのような事業は天然資源の探査、開発及び利用に該当するとの解釈に基づいていた。
- 司法省は2022年意見書において、1987年憲法第12条第2項でフィリピン人保有要件の対象となる「天然資源」及び「潜在的エネルギーのすべての力」には太陽エネルギー、風力エネルギー、水力エネルギー、海洋

エネルギー及び潮力エネルギーは含まれないことを理由に、上述のフィリピン人保有要件は、太陽エネルギー、風力エネルギー、水力エネルギー、海洋エネルギー及び潮力エネルギーの探査、開発及び利用には適用されないと述べている。

- また、司法省は意見書において、発電のため水を水源から直接採取することに関する規則に変更はないことを明らかにした。フィリピンの水道法及び最高裁判所の判例によると、水は憲法上の「天然資源」の範囲に含まれ、水を水源から直接採取することは、フィリピン人又はフィリピン人が60%超を保有する法人のみが有効かつ適法に実施することが許可されている。従って、水源からの直接的な水の採取は、フィリピン人又はフィリピン人により60%超を保有されている法人に依然として限定されている。なお、私有地の購入及び一定の政府許可にはフィリピン人保有要件が依然として適用されていることには留意されたい。
- 2019年10月以降、エネルギー省通達 No.DC2019-10-0013に基づき、フィリピンのバイオマス・廃棄物・エネルギープロジェクトに対する100%外資保有が許可されている。また、1987年憲法の下では、大規模な地熱プロジェクトの100%外資保有が、技術又は財政支援制度を通じて認められている。

[最初のページに戻る](#)

## EU

### 炭素国境調査措置に関する暫定的合意

欧州議会及び欧州連合理事会は、2022年12月13日、炭素国境調整措置（EU Carbon Border Adjustment Mechanism）（以下、「CBAM」）に関する規則の法案（以下、「CBAM 設置規則案」）について、暫定的な合意に至った旨の公表をした。

CBAM は、炭素制約が緩やかな EU 外の法域から輸入された製品の輸入者に対して、同等の製品が EU 内で生産されたとすれば EU 排出権取引制度により課されたであろう炭素価格に対応する賦課金の支払義務を課す制度をいう。炭素制約が緩やかな EU 外の法域からの輸入の増加によって世界的な炭素排出量が増大し（カーボン・リーケージ）、EU 排出権取引制度を通じた温室効果ガス削減の達成が阻害されることを防ぐことを目的としている。CBAM は、2030 年までに EU 内の温室効果ガスを 1990 年比で 55%以上削減することを目標とする「Fit for 55」パッケージの重要な一部を構成するものであり、欧州委員会は、CBAM 設置規則案を 2021 年 7 月 14 日に公表していた。

CBAM の規制対象は、当初、鉄鋼、セメント、アルミニウム、肥料及び電気とされていたが、今回の暫定的合意により、水素や、一定の前駆体（プリカーサー）、ネジやボルトのような一部の鉄鋼製品に拡大されている。また、一定の状況下における間接的な炭素排出も含まれ得る。

CBAM の完全適用の開始予定日は 2026 年 1 月 1 日であり、2023 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間が移行期間とされている。移行期間中は、輸入者に対して報告義務のみが課され、欧州委員会は、当該報告を通じて収集されるデータを分析し、規制対象をカーボン・リーケージのリスクの高い他の製品（例えば有機化学製品やポリマー、プラスチックなど）に拡張すべきかを判断する予定である。対 EU 輸出量が多い日本企業の製品も CBAM の対象製品となる場合には、日本企業に対して少なくない影響が生じることが予想される。

[最初のページに戻る](#)